

第 7 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 27 年 7 月 21 日 (火) 午前 10 時 00 分

場 所 津市水道局 2 階 2 階大会議室

出席部会委員 1 池田 長義 ・ 3 森 恒利 ・ 5 青木 正司 ・ 6 赤塚 薫
9 大田 武士 ・ 13 丹羽 芳久 ・ 14 前田 紀男 ・ 15 杉谷 正美
16 田中 茂人 ・ 20 中川 文博 ・ 22 中林 長一
23 平井 秀次 ・ 43 後藤 勝 ・ 48 前川 正次

以上 14 名

欠席委員 2 太田 義政 ・ 7 伊藤 征一 ・ 10 奥山 勘五郎

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第 1 農地部会長職務代理者 杉谷 正美

事務局職員 奥野事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：小林主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 1 池田 長義 ・ 16 田中 茂人

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 7 号 買受適格証明願 (公売) について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第 6 号 非農地証明願について

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の

決定について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第7回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は3名です。7番、伊藤委員、2番 太田委員、10番 奥山委員です。出席委員は14名です。 それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。 1番 池田委員、16番 田中委員、よろしく願いいたします。 まず初めに、会長の専決事項等の報告事項に入ります。報告第1号から第7号まで、一括して報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から4で、合計で件数は4件、合計面積は4,842㎡、この内訳は、田が4,197㎡、畑が645㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。 2ページから4ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から9で、4ページになりますが、合計で件数は9件、面積は3万4,134.91㎡。その内訳で、田が19,529.61㎡、畑が14,605.3㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届け出でございます。 なお、現況地目が雑種地などになっているところにつきましては、無断転用の可能性があるということで、届出人に対して指導をしております。 5ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1、共同住宅用地の1件で、面積は畑で495㎡でございます。 6ページから7ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1、一般個人住宅用地、番号2及び番号3、共同住宅用地、番号4、資材置場用地、番号5、共同住宅用地、番号6、駐車場用地、番号7から7ページの番号9までですけれども、同一で一般個人住宅用地、番号10、資材置場用地。 以上、件数は10件で、合計面積は5,399.34㎡。この内訳は田が2,457.34㎡、畑が2,942㎡でございます。 8ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。 番号1、コンビニエンスストア用地の1件で、合計面積は畑で1,581㎡</p>

でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、共同住宅用地及び駐車場用地の1件で、合計面積は608㎡、このうち田が526㎡、畑が82㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第7号 買受適格証明願（公売）についてでございます。

番号1、三重地方税管理回収機構による公売です。転用目的を太陽光発電施設管理用地とする農地法第5条第1項第6号の規定による届出が添付されております。

番号2から番号12までです。これは津税務署による公売です。願出人は11者、いずれも転用目的を共同住宅の駐車場用地とするもので、農地法第5条第1項第6号の規定による届出が添付されております。

以上、対象となる農地は2筆で、証明件数は12件ということになります。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。事務局より報告があったとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 大里、受人 _____、面積 42, 547㎡、渡人 _____、面積 1, 826㎡、申請地 大里睦合町大掛_____、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積 1, 826㎡です。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 高野尾、受人 _____、面積 21, 743㎡、渡人 _____、面積 1, 974㎡、申請地 高野尾町大谷_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 531㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 高野尾、受人 _____、面積 11, 063㎡、渡人 _____、面積 3, 430㎡、申請地 高野尾町藤足_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 798㎡外2筆、合計面積 3, 430㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 長野、受人 _____、面積 5, 410㎡、渡人 _____、面積 4, 498㎡、申請地 美里町南長野中村_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 254㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足で営農を縮小する渡人から申請地を

譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 安濃、受人 _____、面積 5, 520㎡、渡人 _____外1名、面積 5, 824㎡、申請地 安濃町内多山出____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 158㎡。

番号6、地区 安濃、受人 _____外1名、面積 5, 824㎡、渡人 _____、面積 5, 520㎡、申請地 安濃町内多山出____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 122㎡。

この2件につきましては、自作地を相互に交換するものです。

番号7、地区 安濃、受人 _____、面積 34, 357㎡、渡人 _____、面積 2, 819㎡、申請地 安濃町内多見泥____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 122㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は7件で、合計面積は6, 443㎡、この内訳は田が785㎡、畑が3, 832㎡、その他、これは台帳地目が山林となっております畑になりますが、これが1, 826㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。

1番、大里。

赤塚委員 6番、赤塚です。1番、2番、3番、一括してご報告させていただきます。

1番は、遠方による離農ということで、何ら問題ないということでよろしくお願いいたします。

2番は、今度開発する場所の近くで、531㎡です。問題ないと思います。

次に3番は、兄弟関係で、高齢化による労力不足ということで問題ないということで、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 4番、長野。

中川委員 20番、中川です。以前にもご承認いただきました土地の隣接地で、何ら問題がございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 5番、6番、安濃。

中林委員 22番、中林。5番、6番、事務局の説明にありましたように、双方の交換でありまして、何ら問題はございません。

7番の安濃地区でございますけれども、これも営農拡大ということで問題はございませんので、許可が妥当と考えます。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がござい

ました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、12ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 一身田、申請者（亡）_____相続人_____外2名で、申請地が一身田平野_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 297㎡外1筆で、合計面積 473㎡です。

これにつきましては、平成4年10月10日に、申請地を分家の一般個人住宅用地及び貸駐車場用地として転用されておりまして、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 上野、申請者 _____、申請地 河芸町西千里里_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 1,381㎡。

これにつきましては、10年ほど前から、申請地を資材置き場用地として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安西、申請者 _____、申請地 芸濃町小野平広垣内_____、台帳地目、現況地目とも畑で、面積 462㎡外2筆で、合計面積 685㎡です。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、274.68㎡で、転用面積の40%に当たります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 草生、申請者 _____、申請地 安濃町草生小婦化_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 59㎡。

これにつきましては、昭和40年ごろ、申請人の亡き父親が申請地に杉を植林したもので、経緯書が提出されておりましてことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安濃、申請者 _____、申請地 安濃町安濃上大谷_____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 284㎡外6筆で、合計面積 3,564㎡。

これにつきましては、減反政策の開始時期から、申請地を山林としており、始末書が提出されておりましてことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は6,162㎡、この内訳としまして、田が5,418㎡、畑が744㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。

1番、一身田。

青木委員 5番、青木です。15日に北部の委員の方で現地確認していただきました。事務局の説明どおりで何ら問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長 2番、上野。

前田委員 14番、前田です。会長も来ていただきまして現地確認をし、始末書も出ていることから、事務局の説明どおりで何ら問題ございません。

議長 3番、安西。

田中委員 16番、田中です。何ら問題ら問題はありません。よろしくお願いいたしますと思います。

議長 4番、草生。

平井委員 23番、平井です。周囲が山林でございますので、何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 5番、安濃。

中林委員 22番、中林。5番の安濃でございますが、既に減反政策開始のときから放棄し、現在は山林化しており荒地になっております。3反余りあるわけでございますけれども、今回のこの植林については許可妥当であると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の13ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人 _____、渡人 _____、申請地 白塚町南永定_____、台帳地目、現況地目とも田で、面積 147㎡外1筆で、合計

面積 413㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、リサイクル用の自動車置き場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____、申請地 神戸西谷 _____、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積 78㎡。

これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、自宅への進入用道路とするものですが、申請地はずっと以前から赤道と認識されておりまして、この状況についての報告書が、代理人である行政書士から提出されております。このことから追認をさせていただくものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 大里、受人 _____、渡人 _____外4名、申請地 大里睦合町南浦 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 85㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、物置用地とするものですが、平成17年ごろから既にこの目的で利用しておりまして、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 安西、受人 _____株式会社代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町小野平広垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 688㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積が465㎡、転用面積の67.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 明合、受人 _____外1名、渡人 _____、申請地 安濃町栗加田倉田 _____、台帳地目 田、現況地目 道路、面積6.48㎡外1筆で、合計面積 16.48㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、受人宅への進入用道路を拡幅するものです。平成13年ごろから既にこの目的で転用されておりまして、渡人から経緯書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は1,280.48㎡、この内訳は、田が1,117.48㎡、畑が163㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。

1番、白塚。

青木委員 5番、青木です。この件も先月の15日に北部の委員で現地確認していただきました。何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 2番、神戸。

池田委員 1番、池田です。これ以前からも使用されており、別段何も問題ありません

ので、よろしくお願いします。

議 長 3番、大里。

赤塚委員 6番、赤塚です。これも15日に北部の委員さん初め、事務局の方と現地確認いたしましたして、既に物置が設置してありますので、また始末書も出されていることで問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 4番、安西。

田中委員 16番、田中でございます。何ら問題ありません。よろしくお願いいたしますと思います。

議 長 5番、明合。

中林委員 22番、中林。5番の明合でございますが、事務局の説明どおり、自分の宅地へ通じるための道路用地として拡張するのでございます。もう既に利用をいたしておりまして、何ら周囲の問題はございませんので、よろしくお願いいたしますします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 片田、借人 株式会社_____代表取締役社長_____、貸人 _____外2名、申請地 片田志袋町中反_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 809㎡外2筆で、合計面積 3,117㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を_____用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高野尾、借人 _____合同会社代表社員_____、貸人 _____、申請地 高野尾町南野_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 668㎡外1筆で、合計面積 1,279㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、566.72㎡で、転用面積の44.3%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 明、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町中縄大市込_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 869㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、398.52㎡で、転用面積の45.8%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 草生、借人 _____、貸人 _____外1名、申請地 安濃町草生東相野_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 439㎡外1筆で、合計面積 786㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、352.08㎡で、転用面積の44.8%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安濃、借人 株式会社_____代表取締役_____、貸人 _____外1名、申請地 安濃町内多皆廣_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 1,033㎡外1筆、合計面積 1,414㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を農業用施設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 明合、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町野口下合野_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 789㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、347.76㎡で、転用面積の44.1%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件で、合計面積は8,254㎡、この内訳は、田が5,320㎡、畑が2,934㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。

1番、片田。

森委員 3番、^{もり}森です。この案件は、7月14日、守山会長をはじめ、事務局の職員、地元委員さんと共に現地確認いたしております。申請地は国道_____号線と県道_____線に挟まれた三角地でございます。隣地の農地に影響もなく、許可することに特に問題はないものと考えております。よろしくお願いいたします。

議長 2番、高野尾。

赤塚委員 6番、赤塚です。この案件は、会長を初め、事務局の方と現地確認いたしましたけれども、何ら問題はないということでよろしくお願いいたします。

議 長	3番、明。私です。出席した委員さんからも何ら問題はないと聞いておりますので、よろしく願いをいたします。 4番、草生。
平井委員	23番、平井です。事務局の説明どおり何ら問題はございませんので、よろしく申し上げます。
議 長	5番、安濃。
中林委員	22番、中林。この安濃の件につきましては、会長、事務局も同席していただき現地確認しました。ハーブの施設栽培を行っております_____さんという方の案件で、隣地にこのハーブの施設用地を賃貸借により、拡幅したいということでございますので、よろしく願いいたします。
議 長	6番、明合。
中林委員	22番、中林でございます。6番、明合につきましては、太陽光発電施設用地で何ら問題ございませんので、よろしく願いいたします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定をいたします。 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）。事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	それでは、15ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。 番号1、地区 栗真、借人 _____株式会社代表取締役_____、貸人 _____、申請地 栗真町屋町北新畑_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 885㎡外2筆で、合計面積 1,429㎡です。 これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、654.64㎡で、転用面積の45.8%に当たります。農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号2、地区 明、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町林北浦_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 575㎡外1筆で、合計面積1,160㎡。 これにつきましては、借人は、貸人と20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は320㎡で、転用面積の27.5%に当たります。 なお、利用率が低い原因としまして、土地が不整形であり、駐車場及び管理

敷地としての利用部分があるためということで理由書が添付されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 村主、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町連部ゆふけ_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 936㎡のうち285㎡ということです。

これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 安濃、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町清水泉_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 350㎡外1筆で、合計面積 498㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地及び車庫用地とするものです。ただ、20年ほど前に農業用倉庫と駐車場として既に転用しております、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 明合、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町東観音寺幡上_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 82㎡外1筆で、合計面積 406㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件で、合計面積は3,778㎡、この内訳は、田が406㎡、畑が3,372㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いします。

1番、栗真。

青木委員 5番、青木です。会長、事務局、職務代理、委員とで立ち会いしましたが、何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

2番、明。私でございます。これは親子関係で貸し主が親、借り人が子供です。隣には工場が建ってまして、農地がないことから何ら問題はないと思えますので、よろしく願いをいたします。

3番、村主。

平井委員 23番、平井です。これにつきましても、事務局の説明どおり、何ら問題ございませんので、よろしく願いいたします。

議長 4番、安濃。

中林委員 22番、中林。ただいま事務局の説明ありましたように、既に農業用の小さな農舎が建っておりますが、今回これを取り壊して宅地にしようとするもの

で、始末書も出ておりますことから、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。5番、明合。

中林委員 5番も続きまして、明合地区でございますが、これは、貸人_____は、借人である娘の_____さん宅を建てるために貸し付けをする契約でございます。何ら問題ございませんので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨のご発言がありました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第6号 非農地証明について。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の16ページをお願いいたします。
議案第6号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 高野尾、願出者 _____、申請地 高野尾町新町_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 567㎡です。

これにつきましては、平成4年10月28日に国土地理院が撮影しました航空写真で、このときには既に建物が建築されていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 豊津、願出者 _____、申請地 河芸町一色茶ノ木 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 413㎡外1筆で、合計面積 1,044㎡。

これにつきましては、平成4年10月28日に国土地理院が撮影した航空写真で、このときには既に建物が建築されていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号3、地区 黒田、願出者 _____、申請地 河芸町三行大広 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 198㎡外2筆で、合計面積 307㎡。

これにつきましても、平成4年10月28日に国土地理院が撮影した航空写真により、このときには既に山林化していることが確認できます。

このことから、申請地は耕作放棄後20年以上が経過し、容易に農地への復旧も困難な土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号 4、地区 安濃、願出者 _____、申請地 安濃町内多山出 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 254 m²。

これにつきましては、固定資産税の課税証明から、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であることが確認できます。

これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は4件、合計面積は畑で2, 172 m²でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。

1番、高野尾。

赤塚委員 6番、赤塚です。北部委員さんと事務局で現地確認いたしまして、これは大正10年頃と昭和56年頃で建築し、20年以上たっているということで問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

2番、豊津。

丹羽委員 13番、丹羽です。2番につきまして会長、事務局等と現地を確認をしました。現在は整地されて、次の準備ができてます。

添付写真には、整地前の建造物が航空写真でも確認ができました。問題なしだと思いますので、よろしくお願いをします。

3番は黒田です。これについても、山林化してしまっていて、猪の出そうなところでございます。これも説明のとおりで、非農地証明お願いをしたいと思いません。

議長 4番、安濃。

中林委員 22番、中林。4番、安濃の件につきましても、昭和38年ごろに大きな二重屋根の農家住宅が建っておりまして、その住宅の一部が申請用地にかかっておりまして、既に非農地は明らかでございまして、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第6号については証明することに決定をいたしました。

次に、別冊でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の農用地利用集積計画のほうをお願いいたします。

表紙の次のページで、農用地利用集積計画地区別集計表のほうをごらんいただきたいと思ひます。各地区別に、下の合計欄のほうでご説明をさせていただきます。

まず、津地区のほうをごらんいただきたいと思ひます。田の賃貸借、使用貸借で157,333.68㎡、畑の使用貸借で31,063㎡、契約件数は103件でございます。

河芸地区につきましては、田の使用貸借で6,879㎡、畑の使用貸借で3,840㎡、契約件数は2件でございます。

安濃地区につきましては、田の使用貸借で13,121.78㎡、畑の使用貸借で6,846.13㎡、契約件数は5件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借で8,626㎡、畑の使用貸借で85㎡、契約件数は3件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借で1,206㎡、畑の賃貸借で940㎡、契約件数は2件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせまして187,166.46㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で42,774.13㎡、合計契約件数は115件、合計面積は229,940.59㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区の44件で、面積は115,209㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。説明が終わりました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました案件の審議は全て終了をいたしました。

以上で、第7回第1農地部会を終了いたします。

午前10時46分

上記は、第7回第1農地部会の議事を録したものである。

平成27年7月21日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____